平成２６年（フ）第５２０号
川崎市中原区木月３丁目11番30号　富士見ビル302
債務者　新井　英夫
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５号
川崎市高津区溝口２丁目23番５－309号　モナークマンション溝ノ口Ⅲ、前住所川崎市高津区久地４丁目26番25号　メゾン久地１Ａ－４
債務者　金子　　恵
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９号
川崎市川崎区小田４丁目２番３号　和幸ハイム小田205
債務者　大川　芳子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８１号
静岡県伊豆の国市南江間447番地　山本マンション102号
債務者　石崎　友江
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
静岡県伊東市宇佐美1574番地の26　山内アパート１Ｆ
債務者　木皿　正弘
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２９号
名古屋市熱田区三番町17番２号　伊藤ビルＢ－６号
債務者　藤井ツタ子
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０９７号
愛知県春日井市如意申町７丁目６番地５　明生ビル３ＦＤ
債務者　中園　　剛
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８０号
高知市高見町235番地12
債務者　上田真規子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８４号
高知市南はりまや町１丁目３番17号　恒石ビル３Ｆ
債務者　林　　忠明
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９７号
高知市土佐山弘瀬3278番地２
債務者　吉村　達男
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０７号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地の２　県営住宅Ｐ２－404号
債務者　松本　春江
1　決定年月日時　平成27年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３７２号
大分市大字津留1916番地の14　アーバングリーン六本松702
債務者　小嶋あけみ
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７３号
大分市大字津留1916番地の14　アーバングリーン六本松702
債務者　伊東　謙一
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９４０号
札幌市豊平区豊平３条７丁目１番15―201号
債務者　志茂　明彦
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６５号
札幌市白石区中央３条３丁目４番３－903号
債務者　久世　俊輔
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２５号
札幌市北区篠路８条４丁目４番24号　サンパーク木下203号
債務者　中野奈留美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２９号
北海道石狩市花川南１条２丁目275番地　ＭＥＺＯＮ　ＷＩＮＺＡＲ206号
債務者　山口　大輔
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部